

## マネージドクラウド with V シリーズ ご利用規約

「マネージドクラウド with V シリーズ ご利用規約」（以下「本規約」といいます）は、ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社（以下「弊社」といいます）が提供するプライベートクラウド環境サービスに関して適用される条件を定めるものです。このサービスには、「マネージドクラウドサービス利用基本規約」があわせて適用され、当該基本規約に係る利用契約が終了した場合、本規約に係る契約も終了するものとします。このサービスを利用される場合は、本規約を必ずお読みのうえご同意ください。

### 第1条（定義）

本規約における用語を以下の通り定義します。

- （1）「マネージドクラウド with V シリーズ」とは、VMware vSphere と称する専有型プライベートクラウド環境を提供するサービスをいいます。
- （2）「マネージドクラウド with V シリーズオプション」とは、マネージドクラウド with V シリーズに付随するサービスをいい、その詳細は、サービス仕様書等に定めるものとします。
- （3）「物理サーバ等」とは、マネージドクラウド with V シリーズの提供に必要な弊社が所有又は管理するサーバ及びネットワーク機器の総称をいいます。
- （4）「仮想サーバ等」とは、弊社が契約者にマネージドクラウド with V シリーズを提供するために物理サーバ等の内部に設定された領域及び情報の総称をいいます。

### 第2条（料金等）

マネージドクラウド with V シリーズの利用に必要な料金は、サービス仕様書等に別途定めるものとします。

### 第3条（最低利用期間）

マネージドクラウド with V シリーズの最低利用期間は、利用契約の開始日が属する月の初日から、契約者が利用する各マネージドクラウド with V シリーズオプションに定められている最低利用期間の終期のうち、最も遅く到来する日までとします。

### 第4条（利用契約の解約・終了）

1. 契約者は、マネージドクラウド with V シリーズに係る利用契約の全部又は一部を解約する場合、解約を希望する日の2ヶ月前までに、弊社が別途定める手続きに従って通知するものとします。
2. 前項の定めには拘らず、原因の如何を問わず、弊社が別途提供するポータルサービス（各種クラウド環境を提供する個別サービスについて、統合運用管理を目的としたポータルサイトに関する

るサービス)に係る利用契約又は弊社が別途指定する第三者が提供する、ポータルサービスに類似するサービスに係る利用契約が終了した場合、マネージドクラウド with V シリーズに係る利用契約は、当該終了をもって終了するものとします。

## 第5条 (違約金)

第3条にて定める最低利用期間の途中で、契約者がマネージドクラウド with V シリーズに係る利用契約を解約する場合、又は弊社による当該利用契約の解除があった場合、契約者は、弊社が指定する日までに、弊社に違約金として次に掲げる金額を合計した額を支払わなければならないものとします。

- (1) 初期費用の残額
- (2) 最低利用期間中、月額利用料金を支払っていない期間の月額利用料金の総額

## 第6条 (契約者の責任)

1. 契約者は、善良なる管理者の注意をもって仮想サーバ等を管理するものとします。
2. 契約者は、物理サーバ等に強制執行その他の法律上又は事実上の処分が行われないう仮想サーバ等を管理するものとします。
3. 前項に規定する処分が行われ、又は行われる虞が生じた場合には、契約者はただちに弊社にその旨を連絡し、かつ、弊社の指示に従い契約者の負担において当該事態の解決を図るものとします。この場合において、弊社が物理サーバ等の保全のために必要な措置をとるときは、契約者は、弊社に無償で協力し、かつ、弊社が要した費用を負担するものとします。
4. 仮想サーバ等に故障、毀損、不具合その他の事故が生じた場合には、契約者は、速やかに弊社に連絡し、かつ、契約者の負担において弊社の指示のもとで必要な措置を講ずるものとします。
5. 仮想サーバ等の故障、毀損、不具合その他の事故に起因して弊社又は他の利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、契約者は、その損害（物理サーバ等の代替機器の購入費を含みますが、これに限られないものとします）を賠償する責任を負うものとします。

## 第7条 (利用契約終了時の責任)

1. 契約者は、利用契約の終了日までに、自己の責任において次に掲げる措置を講じたうえで、マネージドクラウド with V シリーズの利用を終了しなければならないものとします。
  - (1) 保存したデータを消去すること。
  - (2) 前号に掲げるもののほか、利用開始時と同一の状態とすること。
2. 契約者が前項各号に掲げる措置を講じなかったことによって契約者に損害が発生した場合には、弊社はその損害について一切責任を負わないものとします。
3. 契約者が利用契約の終了日までに第1項各号に掲げる措置を講じなかった場合には、弊社は、次に掲げる措置を講ずることができるものとします。

(1) 第1項各号に掲げる措置

(2) 前号に掲げるもののほか、弊社が必要と判断する措置

4. 弊社は、前項各号に掲げる措置を講じたことによって契約者が損害を被ったとしても、その損害を賠償する責任を負わないものとします。また、弊社は、前項各号に掲げる措置を講じたことによって契約者と第三者との間で紛争が発生したとしても、その紛争を解決する責任を負わないものとします。
5. 弊社は、第3項各号に掲げる措置を講ずるために要する費用をあらかじめ契約者に請求することができるものとし、契約者は、これを負担します。

#### 附則

この規約は、2015年7月13日から実施します。

2017年6月22日 一部改訂